

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成30年（2018年）9月10日から平成30年（2018年）11月20日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）5月30日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	淵上陽一
同	前田憲秀

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
健康福祉部八代児童相談所	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>公務中の司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 実施した改善措置</p> <p>所長から全職員に対し、当所の週例会（木）開催時に交通安全への注意を行った。</p> <p>また、交通安全意識を高めるため、嘱託職員を含む全職員が、八代地域振興局主催の交通安全研修会へ参加した。</p> <p>併せて、職員間で出張及び帰庁時等の声掛け「気をつけて」も実施している。[H31(2019).1.31現在で無違反]</p> <p>2 今後の取組目標等</p> <p>上記を継続し、交通安全への意識の向上を図り、全職員の「無事故無違反」を目指す。</p>
県央広域本部熊本土木事務所	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、同じく物損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 全職員を対象とした交通安全研修会の開催（平成29年度（2017年度）：2回 平成30年度（2018年度）：4回/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員によるヒヤリハット体験発表及び交通安全啓発DVDの視聴（2回） ・ 熊本南警察署警察官による講話及び交通安全啓発DVDの視聴（新規、2回） <p>2 部課長会議や課内例会等を通じ、交通法規の遵守、飲酒運転の撲滅、安全運転の励行など職員に対して注意喚起の実施</p> <p>3 警察や安全運転管理者協議会等</p>

		<p>からの安全運転に係る情報の職員への周知</p> <p>4 交通安全の意識啓発のため、車で出かける職員に対して課長や班長等から必ず注意喚起の声掛けを行う。</p> <p>5 平成31年(2019年)4月から各課対抗で無事故無違反コンクールを実施予定。</p>
<p>県央広域本部宇城地域振興局</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通安全意識の高揚を図るため、全職員に対する交通安全情報の提供(毎日)、交通安全に係る館内放送(週2回)、講師等による交通安全研修会(隔月)、新規採用職員に対する2回の交通安全研修(事故時の対応や危険予測訓練)の実施、全職員に対する新年の交通安全目標の掲示等の防止策を講じた。</p> <p>平成30年(2018年)4月以降については、公務中の事故・違反は全く発生していない状況。</p>
<p>県央広域本部宇城地域振興局</p>	<p>(潤川総合流域防災(河川改修・交付金)サイフォン工事について)</p> <p>土質調査等の事前調査及び検討不足により、次の課題がある。</p> <p>(1)設計において、軟弱地盤での掘削工法として「法付きオープンカット工法」が選定されているが、選定に関する根拠及び照査技術者の照査結果が確認できない。</p> <p>(2)工事発注後に、適用困難として「法付きオープンカット工法」から「土留壁による根切掘削工法」に工法変更を行っている。</p> <p>(3)設計変更を4回行っている。</p> <p>(4)大幅な工期延長を行っている。</p> <p>(5)設計金額が大幅な増額となっている。</p> <p>設計において十分な照査確認を行うとともに、施工方法の変更の際は十分な検討を行うこと。</p>	<p>潤川では、今後も多数の構造物を設計、施工する必要があり、工事着手後の大きな設計変更や手戻りリスクを最小限とするため、次のような取組みを行う。</p> <p>【設計照査の確認】</p> <p>今後実施する設計業務においては、県が定めた設計照査要領に沿った形で照査がなされているかを、中間打合せ時に職員が確認しながら履行させる。</p> <p>【施工方法の検討】</p> <p>設計時は、地質状況をより正確に把握するためジャストボーリングを追加実施するとともに、今回工事でヒービングが生じた要因を設計にフィードバックし、確実に実施可能な土工勾配や施工計画となるよう十分な検討を行う。</p> <p>かつ、工事発注前に、設計済みの構造物も含めて、設計内容(特に仮設・施工計画)の妥当性を検証し、</p>

		<p>必要に応じ設計見直しを行った上で実施する。</p> <p>上記の取組みは、現在委託中の「潤川総合流域防災(河川・交付金)2K640 樋門詳細設計」業務より実施中。</p>
<p>県央広域 本部宇城 地域振興 局</p>	<p>(児童扶養手当の支給事務について)</p> <p>児童扶養手当の額の改定請求について、1か月分の支給漏れがある。</p> <p>児童扶養手当法に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>更なるチェック体制の強化を図るため、進行管理表を作成し、担当、副査及び課長による組織的なチェックを徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>なお、受給者本人と直接お会いしてお詫びし、未払金発生の経緯説明を行った。未払金については、定期払時に支払済である。</p>
<p>県北広域 本部</p>	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>公務中に過失割合が高い人身事故が1件、自損事故が1件、毀損額が大きい物損事故が1件、それ以外の物損事故が1件及び交通法規違反が3件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>再発防止のため、「県北全員で無事故・無違反継続100日」を目標に、職員一丸となって、職員の交通事故・違反の撲滅に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続日数のカウントボードで無事故・無違反の継続の情報を共有 ・交通事故、違反が多発した10月を重点強化月間と定め、11月まで職員による持ち回りで、交通安全への啓発の呼びかけを毎日庁内放送により実施 ・夏休み期間中の交通事故の発生を防止するため、8月に交通安全に関するDVD上映会を毎週1回昼休みに実施 ・自動車学校を会場に、実際にコースを走行し、自身の安全運転技量を振り返る運転実践研修会を実施併せて実践研修の結果をもとに、安全運転の知識を全職員に共有した。 ・各部において、小テストの実施や毎月の例会においてヒヤリハット発表会を行うなど、様々な取組みを実施 ・事故・違反発生時庁内放送により、事故の原因と対策について注意喚起の呼びかけを毎回実施 <p>今後とも引き続き、上記取組みを継続し、組織全体で職員の交通事故、違反の撲滅を図る。</p>

<p>県北広域 本部阿蘇 地域振興 局</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による過失割合が高い人身事故が1件、通勤中の司法処分が課された交通法規違反が1件、公務中の交通法規違反が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>再発防止のため、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局議において、所属職員に安全運転の意識啓発を図るよう要請。 ・全職員あるいは新規採用職員に対する研修などの機会を捉えた交通安全意識の高揚。 ・各課に無事故・無違反の継続日数のホワイトボードでの掲示を継続し、視覚化。 ・新規採用職員を対象とした安全運転実務研修を10月に実施。 ・警察官を講師とし、全職員を対象とした交通安全研修を11月に実施。 ・阿蘇地区安全運転管理者等協議会主催の「無事故・無違反120日運動」への参加。 <p>今後とも、職員の交通安全意識の高揚を図るための取組みを充実させ、交通事故・交通法規違反の発生防止に努める。</p>
<p>県北広域 本部阿蘇 地域振興 局</p>	<p>(特殊勤務手当について) 平成28年度(2016年度)に支給すべき農林漁業普及指導手当について、平成29年度(2017年度)に未払が判明し、平成29年(2017年)9月に支払っている。 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき、支給が遅れないように、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>今回の指摘は、他県からの派遣職員に係る手当の支給漏れであり、再発防止のため、次のとおり取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務振興課は、人事課から「派遣職員の取扱いに関する協定書」を受け取った際は、本県が支給することとなる給与に関し、必要に応じ人事課に問い合わせるなど十分に当該協定書の内容を確認のうえ、速やかに該当課に送付。 ・該当課においても、特殊勤務手当が派遣元、派遣先のどちらで支給されているのかを確認。

<p>県北広域 本部阿蘇 地域振興 局</p>	<p>(庁舎修繕に係る事務処理について) 総合庁舎執務室配線整備業務において、契約手続を行わないまま業務を発注し、更に支払が遅れたため、遅延利息 4,700 円が発生している。 契約手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>	<p>再発防止のため、次のとおり取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎修繕や物品購入等に係る支払いの進行管理票を作成し、班長と各担当で随時確認することを徹底。 ・経理出納班においても同進行管理票を確認。 ・庁舎修繕等が発生する場合は、各担当者は起案前に班長に報告することとし、進行管理票への記載漏れがないよう徹底。 ・見積書や請求書等の会計書類については、各担当者は処理に着手する前に全て班長に提出し、報告漏れや事務処理の遅れがないよう徹底。 ・会計事務研修の実施。
<p>県北広域 本部阿蘇 地域振興 局</p>	<p>(補償契約締結前の工事着手について) 阿蘇管内復旧治山事業火山地域(補正)第 5 号工事(阿蘇市三久保字丸藪地内)他 11 件において、立竹木の補償契約締結前に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成 27 年(2015 年)3 月 30 日付け森保第 1046 号森林保全課長通知「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領における治山事業の補償契約に関する運用について」等に基づき、適正な処理を行うこと。</p>	<p>今回の指摘は、工事施行伺い時における立木補償契約締結状況の確認不足が原因である。 そのため、工事施行伺いに立木補償契約書の写しを添付することにより、班長及び課長が確実に立木補償契約が締結されたことを確認したうえで、工事施行手続を処理するよう徹底した。</p>
<p>県南広域 本部球磨 地域振興 局</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が 1 件、過失割合が高い自損事故が 1 件、公務中の交通法規違反が 2 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>次のとおり研修会の開催及び職員への啓発を実施している。</p> <p><研修会の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署職員を講師とした研修会を年 2 回(6 月、12 月)実施した。 ・公用車による毀損額が大きい自損事故を起こした部では、事故発生後、毎月 1 回、研修会を実施している。 <p><職員への啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が参加して班毎に 1 チームとなり、期間中無事故、無違反だったチームに局長表彰を実施(3 月)する。 ・局議(月 2 回)において注意喚

		<p>起を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回、交通安全に関する庁内放送（各課各班持ち回り）を実施する。 ・交通事故、違反对策マップを作成（3月）し、周知する。 ・全国交通安全運動期間中、庁内放送等による運動の重点項目の周知を行う。
<p>県南広域本部球磨地域振興局</p>	<p>(仁原地区農村地域防災減災事業(特定管)第5号工事について)</p> <p>特記仕様書に定める揚水ポンプ据付後の試験及び総合試運転が工期内に完了しておらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま工事請負費の全額が支払われている。</p> <p>特記仕様書に基づき、工事内容について適正な検査を行うこと。</p>	<p>揚水ポンプ据付後の試験及び総合試運転の履行確認を速やかに行った。</p> <p>再発防止策として、以下の対応を徹底する。</p> <p>県・請負業者間での、契約時及び検査前の特記仕様書の内容確認</p> <p>検査員による特記仕様内容と工事関係資料との照合・確認</p> <p>なお、農林水産部の工事検査・指導業務を担当する技術管理課により本庁及び農林水産部出先機関（農業農村整備事業担当課）に対し以下の対応を行い、再発防止を図る。</p> <p>工事検査の適切な執行等に関する技術管理課長通知の発出（平成31年2月27日付け通知済み）。</p> <p>検査員に対する適正検査に係る研修の実施。</p>
<p>警察本部 熊本中央警察署</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、それ以外の自損事故が3件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策</p> <p>熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確認の徹底 基本訓練の強化 運転指導員の技能の向上と指導の強化 <p>と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策</p> <p>再発防止策として、</p>

		<p>教育招集日や全体朝礼及び各課朝礼時における反復・継続した教養の実施</p> <p>警察本部が実施する事故当事者対象の招致指導と署員への還元教養の実施</p> <p>公用車出発時における各課長による運転者及び同乗者への注意喚起等の実施</p> <p>等により、交通安全意識の醸成を図っている。</p> <p>また、若手職員を対象とした運転技能訓練、幹部同乗による運転指導等による具体的な交通事故防止対策を実施し、公用車事故の絶無に取り組んだ。</p> <p>今後も、「公用車事故防止総合プラン」に基づく各種交通事故防止対策を強力に推進していく。</p>
<p>警察本部 熊本南警察署</p>	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策</p> <p>熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確認の徹底 ○ 基本訓練の強化 ○ 運転指導員の技能の向上と指導の強化 <p>と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策</p> <p>(1) 具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、例会等における、監察課速報等を活用した教養の実施 ○ 車両一斉点検等の実施 ○ 目視による安全確認の実施 ○ 朝礼時の3分間スピーチにおける交通事故に関する各自の体験談の発表 <p>等により、職員個々の安全運転意識の高揚を図っている。</p> <p>(2) 運転技能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故当事者を対象とした

		<p>運転講習会への参加及び同人による還元教養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導者を配置した後退訓練の実施 ○ 若手警察官に対する交通事故防止を目的とした運転訓練 ○ 初任科卒業配置者に対する二輪運転訓練 <p>等を実施し、職員の更なる運転技能の向上に努めている。</p>
<p>警察本部 熊本東警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による過失割合が高い人身事故が1件、毀損額が大きい物損事故が2件、自損事故が4件及び物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である 安全確認の徹底 基本訓練の強化 運転指導員の技能の向上と指導の強化 と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 熊本東警察署の交通事故防止ルールの取組重点である 乗車前・発車前の車両周辺の 確実な目視確認～歩いて一周～ 後退時の確実なバック誘導 の励行を始めとする交通事故・違反防止に関する注意喚起を毎朝礼時、副署長等により反復継続して実施しているほか、 毎週水曜日の朝礼後、幹部職員立会による公用車点検の実施 朝礼後における短時間運転訓練の実施 による愛車精神の醸成及び車両の安全運行の維持に努めている。</p>

<p>警察本部 小国警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である 安全確認の徹底 基本訓練の強化 運転指導員の技能の向上と指導の強化 と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 交通事故防止対策をより効果的なものとするため、 幹部職員による具体的な指導 教養・注意喚起 定期的な交通安全教育、運転訓練の実施 運行前車両点検の徹底 朝礼時における「安全運転八訓」の唱和 等を実施し、職員の交通事故の絶無に向けた取組を継続的に推進している。</p>
<p>警察本部 高森警察署</p>	<p>(職員の交通法規違反について) 私用中の司法処分の対象となる交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 交通法規違反防止対策として、毎日の朝礼時に 署長等による交通法規違反防止に関する注意喚起の継続実施 職務倫理の基本及び安全運転八訓の唱和の反復実施 等を行い交通法規遵守精神の醸成を図っている。</p> <p>2 今後も、上記対応を実施するとともに職員に対して交通法規を取り締まる立場である自覚を再認識させ交通法規違反防止の徹底に努める。</p>

<p>警察本部 御船警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である 安全確認の徹底 基本訓練の強化 運転指導員の技能の向上と指導の強化 と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 (1) 朝礼・例会を活用した幹部による交通事故防止に対する反復継続した指導教養の実施 (2) 朝礼時の「安全運転八訓の唱和」及び運転前の幹部等による体調確認、注意喚起の励行等による交通安全意識の高揚 (3) 運転時の運転者と同乗者の連携による十分な左右確認、車両後退時の同乗者による後退誘導等十分な安全確認の実施 (4) 運転指導員による若手職員を対象とした総合的な運転技能訓練の実施 等により職員個々の安全運転意識の向上及び交通事故防止運転の定着を図っている。</p>
-----------------------	--	--

<p>警察本部 人吉警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」の重点取組である 安全確認の徹底 基本訓練の強化 運転指導員の技能の向上と指導の強化 と具体的防止施策の「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」及び「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 (1) 幹部職員による公用車交通事故防止対策に関する緊急会議を開催し、次の施策を決定の上、実施している。 運転前の個別具体的な注意喚起 長時間運転の抑制 ドライブレコーダーの記録の随時目視点検 若手職員を対象とした運転適性検査に基づく個々具体的な運転指導 (2) 集合教養時に事故当事者による事故後の心境や反省教訓について還元教養を実施している。 (3) 若手職員を中心とした公用車事故検討会を開催している。(発生原因、防止策について検討)</p>
-----------------------	---	---